

家島浄化センター運転管理業務等包括委託

要求水準書

姫路市下水道管理センター

目 次

1. 総則	1
1.1 業務目的	1
1.2 本書の位置づけ	1
2. 業務の概要	2
2.1 業務の監視・評価体制	2
2.1.1 運転管理	2
2.1.2 施設の機能維持	2
2.1.3 監督員	2
2.1.4 検査、監視	2
2.2 施設概要	3
2.2.1 処理場	3
2.2.2 ポンプ場等	3
2.3 業務範囲	4
2.3.1 本業務の業務範囲	4
2.3.2 本業務に含まない業務範囲	6
2.3.3 再委託を禁止する業務	6
3. 前提条件	7
3.1 運転管理業務	7
3.1.1 基本方針	7
3.1.2 業務期間	7
3.2 流入水量・水質	7
3.2.1 流入水量の実績	7
3.2.2 流入水質の実績	7
3.3 流入基準	7
3.3.1 水量に関する流入基準	7
3.3.2 水質に関する流入基準	7
4. 運転管理において受託者の達成すべき要求水準	8
4.1 放流水質に関する基準	8
4.1.1 法定基準	8
4.1.2 契約基準Ⅰ	8
4.1.3 契約基準Ⅱ	9
4.2 脱水汚泥・乾燥汚泥に関する基準	9
4.2.1 契約基準Ⅰ	9
4.2.2 契約基準Ⅱ	9
4.3 施設機能の維持に係る保全管理要求水準	10
4.4 環境への配慮	10

4.4.1	景観等への配慮	10
4.4.2	騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策に関する基準	10
4.4.3	安全対策	10
4.5	受託者の達成すべき基準、履行すべき業務に係る改善措置等	10
4.6	遵守すべき関連法令等	11
4.6.1	関連法令等	11
4.6.2	要綱・各種基準等	11
5.	運転管理等業務の内容	12
5.1	業務書類の作成・提出	12
5.1.1	業務計画書等	12
5.1.2	月報等	12
5.2	作業時間	12
5.3	運営管理要領	13
5.4	運転操作監視業務要領	13
5.4.1	運転操作	13
5.4.2	監視記録	14
5.4.3	巡回	14
5.5	保守点検業務要領	14
5.5.1	保守点検	14
5.5.2	臨時点検	15
5.6	修繕業務要領	15
5.6.1	修繕業務	15
5.6.2	改善措置等	16
5.7	水質等試験業務要領	16
5.8	物品等調達・管理業務	17
5.8.1	備品・消耗品等	17
5.8.2	薬品・燃料・ガス・水道・通信回線・車両等	18
(1)	薬品	18
(2)	燃料	19
(3)	ガス	19
(4)	水道	20
(5)	通信回線	20
(6)	車両	20
5.9	その他の業務要領	20
5.9.1	委託費等の請求	20
5.9.2	廃棄物の処分	21
5.9.3	清掃業務	21
5.9.4	植栽・樹木管理業務	21

5.9.5	管渠調査・管理業務	21
5.9.6	保安業務	22
5.9.7	見学者案内	22
5.9.8	苦情に対する一次対応	22
5.9.9	臨時作業への協力	22
5.9.10	施設機能確認業務	22
5.9.11	引継業務	23
6.	業務実施体制	24
6.1	総括責任者等の選任	24
6.2	総括責任者等の資格要件	24
6.3	法定資格者等の選任	25
6.4	労務管理等	25
6.5	就業の制限	25
6.6	従事者の服装等	25
6.7	教育及び訓練	25
6.8	非常事態発生時の対応	25
7.	費用分担	26
7.1	施設等の使用	26
7.2	受託者が負担する本業務にかかる経費	26
7.3	光熱水費	26
7.4	貸与品	27
7.5	電話料等	27
7.6	不可抗力に対する負担	27
7.7	損害賠償	28
8.	その他	28
8.1	本業務終了時の状態	28
8.2	法令の遵守	28
8.3	業務遂行上の留意点（非常時の対応）	28
8.4	リスク分担	29

1. 総則

1.1 業務目的

本業務は、姫路市（以下「委託者」という。）が整備し所管する下水道施設の内、家島浄化センター及びポンプ場等の維持管理に関する各種業務について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者（以下「受託者」という。）の創意工夫を促し、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

1.2 本書の位置づけ

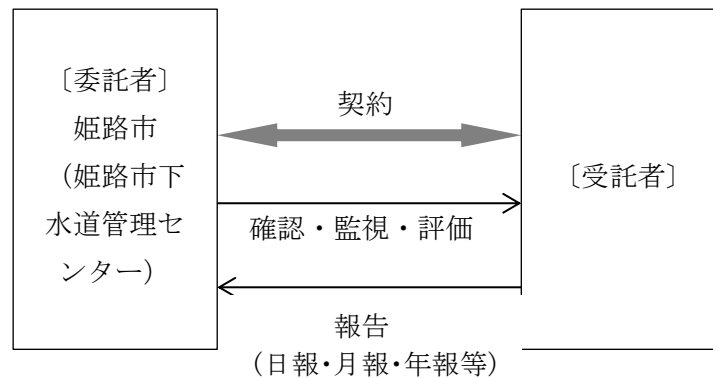
本要求水準書は、入札参加申込者が技術提案を作成するに当たり、本業務に係る前提条件及び委託者が求めるサービスの水準を定めると同時に、本業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。

入札参加申込者は本業務の目的及び各要件の意図を十分汲み取り、優れた技術提案を作成していただきたいと考えている。

2. 業務の概要

2.1 業務の監視・評価体制

2.1.1 運転管理



2.1.2 施設の機能維持

委託者は、随時、現地において施設の機能確認、業務監視及び業務評価を行う。

2.1.3 監督員

- (1) 委託者は、本契約に基づく受託者の業務の履行状況を確認及び監視するため、委託者に所属する者から、監督員を選任するものとする。
- (2) 委託者は、監督員を置いたときはその氏名を受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- (3) 監督員は、次に掲げる権限を有する。
 - ① 契約の履行についての受託者に対する指示、承諾又は協議
 - ② 受託者の本業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受託者が作成した詳細図等の承諾
 - ③ 本契約書等に基づく業務の履行状況の確認

2.1.4 検査、監視

委託者は、随時、施設へ立ち入り、受託者に対して業務の実施状況について説明を求め、自らの負担で水質検査その他の検査及び監視を行うことができる。検査及び監視を行う際は、委託者は受託者に通知したうえで委託対象施設に立ち入り、受託者はこれに協力するものとする。検査及び監視の結果、要求水準が満たされていないこと等の事実が判明したときは、検査及び監視に要した費用は受託者が負担するものとする。

2.2 施設概要

2.2.1 処理場

- (1) 施設名 : 家島浄化センター
- (2) 所在地 : 姫路市家島町宮 2144 番地 85
- (3) 排除方式 : 分流式
- (4) 供用開始年月 : 平成 13 年 3 月 30 日
- (5) 水処理方式及び処理水量

項 目		全体計画	事業計画	令和 5 年度実績
水処理方式		長時間エアレーション法（単槽無酸素好気運転）	長時間エアレーション法（単槽無酸素好気運転）	長時間エアレーション法（単槽無酸素好気運転）
処理能力(m ³ /日)		2,860	1,430	(現有能力) 1,430
下 水 量	日平均(m ³ /日)	800	900	547
	日最大(m ³ /日)	1,100	1,300	—
	時間最大(m ³ /日)	1,500	1,800	—

- (6) 汚泥処理方式 : 脱水＋乾燥
- (7) 放流先 : 播磨灘
- (8) 流入水質及び除去率（計画値）

①全体計画【長時間エアレーション法(単槽無酸素好気運転)】

水質項目	水質 (mg/L)		除去率 (%)	
	原水	処理水	生物反応槽 及び最終沈殿池	総 合
BOD	180	14.9	91.7	91.7
S S	200	20.0	90.0	90.0
T-N	50	30.0	40.0	40.0
T-P	5	3.0	40.0	40.0

②事業計画【長時間エアレーション法(単槽無酸素好気運転)】

水質項目	水質 (mg/L)		除去率 (%)	
	原水	処理水	生物反応槽 及び最終沈殿池	総 合
BOD	180	14.9	91.7	91.7
S S	200	10.0	95.0	95.0

2.2.2 ポンプ場等

- (1) 対象施設及び所在地
別紙 1 による

2.3 業務範囲

受託者は、本業務契約書等及び提案書で定められた範囲内において、自らの裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品等を決定し、本業務を行うことができる。また、本業務契約書等に特別の定めがある場合又は委託者と受託者が協議した場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

2.3.1 本業務の業務範囲

	業 務 名	主 な 内 容
1	業務書類作成 ・運転管理業務	① 業務計画書の作成 ② 本水準書に定められた性能の担保 ③ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の機能保持 ④ 非常事態発生時の対応 ⑤ 就業者の労務、安全管理及び教育、訓練 ⑥ 委託者及び関係機関との連絡調整、協議等 ⑦ 日誌、日報、月報、年報及び運転記録の整理、文書の作成 ⑧ 事務室内の整理整頓
2	運転操作監視 業務	① 処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の運転操作及び制御 ② 処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の調整及び整備 ③ 処理場・ポンプ場等の監視室における運転状況の監視及び記録 ④ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の巡視及び記録 ⑤ その他委託者が別途指示する運転操作監視業務
3	保守・点検業務	① 処理場の施設、設備及び機器の日常・定期点検及び保守 ② ポンプ場等の施設、設備及び機器の定期点検及び保守 ③ 処理場・ポンプ場等の設備及び機器の点検に伴う消耗品の交換 ④ 処理場・ポンプ場等の設備等周辺の清掃 ⑤ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の故障警報・異常、非常事態発生時の臨時点検 ⑥ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の簡易な修理、記録の作成 ⑦ 中央監視・計装設備の定期点検及び保守 ⑧ 地下タンクの定期点検及び保守 ⑨ 消防設備の定期点検及び保守 ⑩ 全室素・全りん測定装置の定期点検及び保守 ⑪ その他委託者が別途指示する保守点検業務
4	修繕業務	① 1箇所当たりの限度額（税込 130 万円）以内の修繕（ただし、年間総額は税込 200 万円以内（業務期間が 1 年に満たない年度は 17 万円）

	業 務 名	主 な 内 容
		に業務期間（月）をかけた額）（以下「年間修繕限度額」という。）とし、限度額以上及び年間修繕限度額を超過する修繕については、委託者が行う。） ② 同上の見積書、報告書及び記録の作成
5	水質試験業務	① 定期的な水質分析及び汚泥性状分析 ② 異常時における水質分析及び汚泥性状分析 ③ 放流水等の分析 ④ 水質及び汚泥分析に係る採水作業及び採泥作業 ⑤ 試験器具の洗浄 ⑥ 分析結果の記録及び報告 ⑦ 薬品の保管及び管理 ⑧ 廃液の保管、管理及び処分 ⑨ 委託者が別に委託した水質分析業務に係る採水及び立会い ⑩ その他上記作業に付随する業務
6	物品等調達 ・管理業務	① 業務遂行に必要な燃料、薬品、油脂類、消耗品等の調達及び管理 ② 業務遂行に必要な水道、ガス等の調達 ③ 処理場・ポンプ場等の施設内及び場内の清掃、建築付帯設備の保守管理並びに定期交換部品等の調達及び管理 ④ 処理場・ポンプ場等の施設及び設備の消耗品の調達及び管理 ⑤ 物品の調達記録及び使用記録並びにその報告 ⑥ その他委託者が別途指示する管理業務
7	その他業務等	① 下水処理過程で発生する乾燥汚泥及びし渣の搬出準備並びに場外搬出時の立会い及び積み込み作業 ② 事務所等から発生する廃棄物の処分 ③ 処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の保守並びに消耗品等の交換により発生する廃棄物の処分 ④ 処理場・ポンプ場等の敷地内の清掃並びに植栽等の剪定及び草刈り（当該作業により発生した清掃ゴミ、剪定枝・刈草の処分を含む。） ⑤ 管渠の点検、浚渫、清掃 ⑥ 管渠での緊急時の対応（3回／年まで） ⑦ 処理場・ポンプ場等の施錠及び解錠 ⑧ 処理場・ポンプ場等の火災予防 ⑨ 委託者が行う工事及び保守点検等の立会い及び作業補助 ⑩ 処理場等の見学者対応への協力及び安全管理 ⑪ 行政機関等による立入検査の立会い

	業 務 名	主 な 内 容
		⑫ 業務の引継ぎ ⑬ 苦情対応 ⑭ その他処理場・ポンプ場等及び管渠の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

2.3.2 本業務に含まない業務範囲

	区 分	内 容
1	方針管理	維持管理のあり方、組織管理、放流水質基準の決定等の方針管理
2	維持管理基本計画・管理業務	運転管理及び施設機能維持の状況の断続的な分析・評価、維持管理の基本的な計画策定
3	法的業務	官庁への届出、維持管理負担金の徴収等の下水道管理者の責務に基づく法的業務
4	危機管理対応業務	危機管理レベルの高い場合の総括指揮
5	施設管理計画・管理業務	施設の改築更新、修繕等の長期的な管理計画の作成及び管理
6	修繕業務	1箇所当たり税込130万円を超えるもの及び管渠に係る修繕。年間修繕限度額を超過する修繕業務。
7	廃棄物運搬・処理業務	乾燥汚泥の運搬・処理業務
8	業務監視・評価	受託者の運転管理及び施設機能維持の状況の監視・評価、放流水質が要求水準を達成しない場合の是正指示等
9	管渠調査・管理業務	管渠カメラ調査・マンホール高さ調整等
10	その他の業務	(1) 施設見学会等普及啓発事業の企画及び実施 (2) 維持管理に関する調査・研究 (3) 電力の調達

2.3.3 再委託を禁止する業務

本業務のうち下記の業務は第三者への再委託を禁止する。

- (1) 運転管理業務
- (2) 運転操作監視業務
- (3) ポンプ場等及び管渠の監視並びに点検に関する業務
- (4) 計量証明を伴う外部委託を除く水質試験業務
- (5) 緊急対応に関する業務

3. 前提条件

3.1 運転管理業務

3.1.1 基本方針

受託者は、処理場・ポンプ場等の状況を把握した上で、各施設の適切な運転管理を実施すること。なお、施設の運転管理は、以下の基本方針を前提とする。

- (1) 現有施設能力を十分に活用する。
- (2) 常に処理能力を確保するように努める。
- (3) 良好な水質・汚泥処理を確保するための自主管理項目及び自主管理基準を設け、適正な水質・汚泥処理を実施する。なお、豊かな海の実現のため、放流水の全窒素について栄養塩管理運転を行うこと。
- (4) 設備の効率的な運転管理を行い、省エネルギー管理に努める。
- (5) 活性汚泥濃度等を適正に管理し、必要以上の汚泥を貯留しない。
- (6) 脱水汚泥の含水率を低く一定となるよう努める。
- (7) 臭気の拡散、振動、騒音等、周辺環境に影響を及ぼすことのないように努める。
- (8) 設備の故障等が発生した場合は、委託者と密な連絡を行い、速やかな復旧に努める。

3.1.2 業務期間

令和7年4月1日から令和9年11月30日までとする。

3.2 流入水量・水質

3.2.1 流入水量の実績

処理場における流入水量の実績を別紙2に示す。

3.2.2 流入水質の実績

処理場における流入水質の実績を別紙2に示す。

3.3 流入基準

3.3.1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、別紙3のとおりとする。

なお、委託費の積算に用いる流入水量は、別紙3に示すとおりとする。

3.3.2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、別紙3のとおりとする。

別紙3に記載のない水質項目については、下水道法第（昭和33年法律第79号）12条の2の範囲内とする。

なお、上記の水質に関する流入基準においては、測定の時点で基準を満たさない場合を水質の流入基準の未達とする。

流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

4. 運転管理において受託者の達成すべき要求水準

4.1 放流水質に関する基準

放流水質の要求水準として法定基準及び受託者に課す契約基準を設定する。委託者は、要求水準の達成状況を公表することができる。

4.1.1 法定基準

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む。）、委託者が実施する水質試験）の各回測定値が達成すべき法定基準は、別紙4のとおりである。

なお、契約期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。

受託者は、法定基準の未達となる期間を把握するために、法定基準の未達が最初に確認された時点から、法定基準が未達でないことが確認できるまで、1日1回以上水質測定を行い、放流水質を把握すること。

委託者は、受託者が行う水質測定の結果をもって、法定基準の未達の期間を確認する。

4.1.2 契約基準Ⅰ

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む。）、委託者が実施する水質試験）の各回測定値が達成すべき契約基準（以下「契約基準Ⅰ」という。）は別紙4のとおりである。

なお、本業務期間中に法定基準が改正された場合に、当該数値が契約基準Ⅰより小さい値となる項目がある場合は、その値を当該項目に係る契約基準Ⅰとみなすものとする。

受託者は、契約基準Ⅰの未達となる期間を把握するために、契約基準Ⅰの未達が最初に確認された時点から、契約基準Ⅰが未達でないことが確認できるまで、1日1回以上水質測定を行い、放流水質を把握すること。

委託者は、受託者が行う水質測定の結果をもって、契約基準Ⅰの未達の期間を確認する。

また、受託者は、3.3節に示す流入基準が未達である場合でも、可能な範囲において上記の契約基準Ⅰを満たすように努める。

4.1.3 契約基準Ⅱ

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を達成していない場合の追加の水質試験を含む。）、委託者が実施する水質試験）の全測定値の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）が達成すべき契約基準（以下「契約基準Ⅱ」という。）は、別紙４のとおりである。

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D			

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div (365 \text{ (又は 366) } - \text{除外期間})$$

除外期間とは、流入水が 3.3 節に示す流入基準を満足していない期間をいう。

4.2 脱水汚泥・乾燥汚泥に関する基準

受託者は、脱水汚泥・乾燥汚泥を以下の基準項目に適合させるよう処理する。

委託者は要求水準の達成状況を公表することができる。

4.2.1 契約基準Ⅰ

日常の施設運転において実施する汚泥試験（受託者による汚泥試験、委託者が実施する汚泥試験）の各回測定値が満足すべき契約基準（以下「契約基準Ⅰ」という。）は別紙５のとおりである。含水率は、施設稼働時に 1 日 1 回以上測定すること（簡易法による測定可）。なお、あらかじめ簡易法と公定法の測定値の相関を確認するとともに、簡易法による測定値が契約基準Ⅰを満足していないおそれがあると考えられる場合は、速やかに公定法による含水率の測定を行うものとする。

4.2.2 契約基準Ⅱ

日常の施設運転において実施する汚泥試験（受託者による汚泥試験、委託者が実施する汚泥試験）の全測定値の各年度の年平均値（各回測定値と脱水汚泥量・乾燥汚泥量を考慮した加重平均値）が満足すべき契約基準（以下「契約基準Ⅱ」という。）は別紙５のとおりである。

ここで、加重平均値を算定する方法については、以下のとおりとする。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	…
測定 ↓ 結果 含水率 A	測定 ↓ 結果 含水率 B	測定 ↓ 結果 含水率 C	測定 ↓ 結果 含水率 D	測定 ↓ 結果 含水率 E	脱水機 稼働なし	脱水機 稼働なし	測定 ↓ 結果 含水率 F	測定 ↓ 結果 含水率 G	

汚泥量 a	汚泥量 b	汚泥量 c	汚泥量 d	汚泥量 e			汚泥量 f	汚泥量 g	
----------	----------	----------	----------	----------	--	--	----------	----------	--

$$\begin{aligned} \text{年平均値} &= [\text{各回含水率 (\%)} \times \text{各回脱水汚泥量 (t) の総和}] \div [\text{各回脱水汚泥量 (t) の総和}] \\ &= (A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + \dots) \div (a + b + c + d + e + f + g + \dots) \end{aligned}$$

4.3 施設機能の維持に係る保全管理要求水準

受託者は、処理場・ポンプ場等の機能が劣化しないよう日常的な保守点検等を実施し、正常な状態に維持すること。

本業務終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、契約時の施設機能報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とすること。

建築物や外構等の保守管理や清掃については、本業務開始時と比べて美観を損なわない状態とすること。

4.4 環境への配慮

4.4.1 景観等への配慮

受託者は、本業務の実施に当たっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努める。

4.4.2 騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策に関する基準

受託者は、本業務の実施に当たり、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、電気事業法等の関連法令等を遵守するとともに、周辺住民の生活環境を損ねることのないように努めなければならない。

なお、騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス等、環境計測に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれによることとする。

4.4.3 安全対策

受託者は、維持管理上必要な作業車両等の通行に当たっては、本施設周辺住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じる。

4.5 受託者の達成すべき基準、履行すべき業務に係る改善措置等

受託者は、法定基準、契約基準Ⅰ又は契約基準Ⅱ（以下「目標基準」という。）を達成で

きなかった場合は、別紙6に基づき速やかに（未達成を確認した日から7日以内）改善計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

委託者は、目標基準が達成できなかった場合は、別紙6及び別紙7の規定に従い、受託者に委託費の減額、本契約の解除及び違約金の請求（以下「委託費の減額等」という。）をすることができる。

なお、流入基準を超過した流入水が原因により目標基準が達成できない場合は、委託費の減額等はされないものとする。ただし、受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

4.6 遵守すべき関連法令等

受託者は、本業務の実施に当たり、以下に示す関連法令等を遵守すること。

4.6.1 関連法令等

別紙8のとおり

4.6.2 要綱・各種基準等

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説
- (2) 下水道維持管理指針
- (3) その他関連要綱・各種基準等

5. 運転管理等業務の内容

受託者は、2.3.1 項に示した運転管理等の業務を実施すること。

5.1 業務書類の作成・提出

5.1.1 業務計画書等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、契約後遅滞なく業務着手届及び業務計画書を提出すること。

なお、業務計画書は、別紙 9 に基づいて作成すること。

- (2) 作成した業務計画書は直ちに委託者に提出すること。また、業務計画書を変更する場合は、事前に委託者と協議の上、変更計画書を提出すること。

- (3) 受託者は、業務計画書に基づき本業務を行うものとする。委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと判断した場合は、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画書の変更を含む。）を求めることができる。

5.1.2 月報等

受託者は、別紙 10 の内容を記載した日報、月報及び年報を作成すること。また、月報、年報及び委託業務完了報告書は翌月 10 日までに、その他委託者が指示するものについては、委託者の指示に従い、随時提出すること。

委託者は、日報、月報及び年報の内容について、受託者に説明を求め、又は必要な範囲で、受託者が本業務に関し所持している資料の提出を求めることができるものとし、受託者はこれに応じるものとする。

5.2 作業時間

処理場・ポンプ場等に係る非常時の対応を除く業務について指定する作業時間は、以下に掲げるものを原則とするが、その詳細については、委託者と協議するものとする。

(1) 処理場

- | | |
|------------|--|
| ア 運転操作監視業務 | 年間 204 日間（月 17 日、週 4 日程度）、8 時 35 分から 17 時 20 分までとする。ただし、汚泥処理に係る業務については、この限りでない。また、上記日時以外の監視業務は携帯電話等による遠隔監視とする。 |
| イ 保守点検業務 | 年間 204 日間（月 17 日、週 4 日程度）、8 時 35 分から 17 時 20 分までとする。 |
| ウ 水質試験業務 | 年間 204 日間（月 17 日、週 4 日程度）、8 時 35 分から 17 |

- 時 20 分までとする。
- エ その他の業務 随時
- (2) ポンプ場等
- ア 運転操作監視業務 処理場にて年間 204 日間（月 17 日、週 4 日程度）、8 時 35 分から 17 時 20 分までの遠隔監視とする。ただし、上記日時以外の監視業務は携帯電話等による遠隔監視とする。
 - イ 保守点検業務 月 2 回以上の巡回方式とし、8 時 35 分から 17 時 20 分までとする。
 - ウ その他の業務 随時
- (3) 管渠
- イ 点検業務 年 1 回以上の巡回方式とし、8 時 35 分から 17 時 20 分までとする。
 - ウ その他業務 随時

5.3 運営管理要領

受託者は、これまでに蓄積してきた知識と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、第 4 章に定める処理性能を担保することを最優先としつつ、処理場・ポンプ場等の運営管理を効率的かつ効果的に行うとともに、次の各号に留意して業務を遂行するものとする。

- (1) 運転操作業務計画及び各種業務計画を適正に策定し、委託者に提出する。
- (2) 運転操作業務計画及び各種業務計画を変更する必要性が生じた場合は、速やかに変更計画を策定し、委託者に提出する。
- (3) 監視、水質試験及び保守点検業務から得られる情報を的確に判断し、所定の性能を担保するよう運転操作を行う。
- (4) 的確な修繕業務を行い、適正な施設・物品管理業務を行うことで処理場・ポンプ場等の適切な維持管理に努める。
- (5) 事故等が発生しないよう安全管理に万全を期す。

5.4 運転操作監視業務要領

5.4.1 運転操作

- (1) 受託者は、各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作に努めること。また、故障時及び事故時等においても適切な処置を行うこと。
- (2) 受託者は、処理場・ポンプ場等の施設及び設備の運転操作に当たっては、その施設及び設備の機能が発揮でき、かつ過度の劣化が生じないよう適正に実施するものと

する。

- (3) 受託者は、各機器が正常に動作するよう各施設及び設備の調整及び整備に努めること。新たに増設又は改造された施設及び設備等についても同様とする。
- (4) 汚泥処理に係る運転操作監視業務は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう処理場施設全体の運転管理を念頭に置き、適切な処置を行うこと。
- (5) 大雨、異常な水質の流入水等による処理水悪化が生じるおそれがある場合は、直ちに委託者に報告し、運転操作について適切な処置を行うものとする。

5.4.2 監視記録

- (1) 受託者は、監視室において必要な事項を監視し、記録すること。
- (2) 監視室の記録については、運転状況から判断し、適正な状態であることを確認する。
なお、異常が確認された場合、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 日報、月報及び年報データで委託者の指定する項目は、遅滞なく委託者の指定するデータファイルに入力するものとする。
なお、入力したデータにおいて、報告後にデータを修正する必要がある場合には、委託者の承認を得た後に修正するものとする。

5.4.3 巡回

- (1) 処理場場内・ポンプ場等の巡回を行い、施設の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めること。
- (2) 巡回により異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあつては、応急的な措置を講じ、その後、速やかに委託者へ報告し対応を協議するものとする。

5.5 保守点検業務要領

5.5.1 保守点検

- (1) 受託者は、処理場・ポンプ場等の設備等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を全うするため、次の事項について日常及び定期に保守点検を行わなければならない。
 - ① 日常点検は、機器及び設備の保全を主目的とし、目視、触感等及び計器による点検並びに調整及び記録を行うものとする。
 - ② 定期点検は別紙 11 の「標準点検基準表」に定める点検内容を標準とした計画を立て、適切な周期により点検及び記録を行い、委託者に報告するものとする。
 - ③ 各種機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、塗装、清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うものとする。
- (2) 委託者が指定する保守点検整備項目を以下に示す。これらは法の定める資格者が

必要な点検は資格者が行うものとし、再委託を行う場合は対象設備の製造者と同等以上の技術を有するものが行うこと。点検周期、点検内容は、別紙 1 2 に示す内容に準じて実施すること。

- ① 中央監視・計装設備点検
 - ② 地下タンク点検
 - ③ 全窒素・全りん計点検
 - ④ 消防設備点検
- (3) 受託者は、上記以外に、点検内容及び頻度の変更、定めのない機器の点検等については、委託者と協議の上行うものとする。
 - (4) 受託者は、保守点検業務の実施に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って保守点検業務を行うこと。
 - (5) 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し保守点検業務に当たること。
 - (6) 受託者は、(4) 及び (5) に規定する事項を達成するため、保守点検業務に必要な機器の取扱説明書、施設の図面等を常に整理すること。
 - (7) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うこと。
 - (8) 保守点検業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
 - (9) 契約期間中に増設された機器については、同様に保守点検等を行うものとする。
 - (10) 保守点検により、設備に不調が確認された場合、処理場の運転への影響や修繕等の対応について委託者へ報告を行うこと。
 - (11) 委託者が電気設備点検業務を別に委託する施設について、電気設備の管理点検は、当該業務の受託者の指示に従って作業しなければならない。

5.5.2 臨時点検

受託者は、故障警報・異常、非常事態発生時等には、異常の状況を確認し、臨時点検を実施するものとする。

5.6 修繕業務要領

5.6.1 修繕業務

- (1) 受託者は、処理場・ポンプ場等の機能が正常に発揮できるよう、必要に応じ適切に施設、設備、機器及び備品等に係る修繕（修理、交換、分解整備、調達等をいう。）を行うものとする。修繕の必要が生じたときは、現況及び修繕の必要とする理由並びに修繕に要する費用見積もりを速やかに書面により委託者に報告するものとする。見積りに要する費用は受託者が負担する。
- (2) 受託者は、修繕に要する費用見積もりが税込み 130 万円を超える可能性がある場合は、修繕内容について委託者と協議すること。
- (3) 受託者は、一箇所（原則として発生箇所単位とする。）当たりの費用が税込 130 万

円以下の修繕を行うこと。ただし、修繕費用が年間修繕限度額を超えた場合または部品の納期等により契約期間内に修繕作業が終了しない恐れのある場合は、委託者が行うものとする。

- (4) 受託者が修繕の対応を行う場合は、委託者に対し、修繕が必要である設備等の現況及びその理由を速やかに報告し、実施後は、修繕に係る見積書、修繕対応の記録を残し、委託者に報告すること。
- (5) 委託者は、受託者による修繕の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて点検又は修繕箇所の確認を行うことができる。この場合において、委託者が必要であると認めるときは、受託者に是正を指示するものとし、受託者はこれに応じるものとする。
- (6) 受託者により修繕を行うことが不可能であり、委託者が行う修繕（以下「修繕工事」という。）が必要となる場合は速やかに委託者へ報告し、協議するものとする。

5.6.2 改善措置等

- (1) 委託者は、5.6.1 項の規定による維持管理業務が適正になされていないと認めるときは、不適正とする内容を明示した上で、受託者に対し、改善計画書の提出を求めることができる。
- (2) 受託者は、改善計画書の提出の要求があったときは、当該要求のあった 14 日以内に改善計画書を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。
- (3) 委託者は、期限内に改善計画書が提出されない場合（承諾を受けない場合を含む）、又は改善計画書どおりに本業務が行われていない場合は、改善に必要な措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる。

5.7 水質等試験業務要領

- (1) 受託者は、水質管理に当たっては、4 章に定める性能基準等を達成するため、運転操作上必要な項目の試験を定められた方法で実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録保存し、委託者へ報告するものとする。
- (2) 水処理関係試験及び汚泥処理関係試験の内容については、別紙 1 3 に定める。
- (3) 定期的な水質分析及び汚泥分析の内容については、別紙 1 4 に定める。
- (4) 受託者は施設の状態を確認するために、必要に応じて(1)から(3)まで以外に臭気測定、振動測定、騒音測定等の計測も行う。
- (5) 受託者は、水質試験業務の実施に当たっては、必要とする関係法令、分析試験方法及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (6) 受託者は、別紙 1 3 及び別紙 1 4 に示されたもの以外についても、所定の性能を担保するため運転操作に必要な場合は自主的に水質試験・汚泥性状試験を行い、適切な

運転操作に反映させるものとする。

- (7) 水質測定機器は、随時点検及び調整を行う。
- (8) 分析により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 第 137 号）の規定に基づき適切に保管し、管理し、処分する。
- (9) 分析に使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等、厳重な管理を行い、盗難及び紛失等の防止を図るものとする。
- (10) 常に分析室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (11) 受託者は、流入水の水量及び水質の監視を行い、流入水が流入基準を満たさないときは、速やかに委託者に報告するものとし、委託者は、流入水の水量及び水質について、流入基準を超過するおそれがあると認めるときは、速やかに受託者に通知するものとする。

5.8 物品等調達・管理業務

5.8.1 備品・消耗品等

- (1) 受託者は、安定的で品質を確保できる調達方法、管理体制を確保するとともに、受託者が専ら使用する備品及び業務実施に必要な消耗品類を調達し、管理すること。
- (2) 委託者は、本業務の開始時点で委託者が保有する備品、消耗品等を貸与するが、受託者は、これらの数量を委託者の立会いのもとに確認し、これらを優先的に使用するとともに、適切に貯蔵、管理すること。
- (3) 貸与した備品等について、委託者は受託者の業務に支障がない範囲で使用できるものとする。
- (4) 委託期間中に委託者が貸与する備品については、受託者はその機能を維持するとともに、故障が生じた場合は、受託者がこれを修繕すること。
- (5) 委託者が貸与する消耗品類の在庫がなくなった場合、又は委託者と協議のうえ、別途調達する必要がある場合には、受託者が必要な消耗品類を調達し、適切に貯蔵、管理すること。また、実施に当たり受託者は、委託者に計画書、証明書を提出すること。
なお、受託者が調達する消耗品類については受託者の提案によるものとするが、使用する消耗品類の種類、使用量等について、受託者は事前に委託者に計画書を提出し確認を得ること。また、消耗品類の使用実績についても毎月取りまとめ、委託者へ報告すること。
- (6) 本業務終了時には、受託者は、委託者から貸与された備品、消耗品等と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。
- (7) 貸与備品の一覧は、別紙 15 に示す。このほか、受託者が独自に備品を調達する場合は、グリーン調達やリサイクル品の使用に配慮すること。

5.8.2 薬品・燃料・ガス・水道・通信回線・車両等

受託者は、運転管理に必要な薬品、燃料、ガス、水道、通信回線、車両等の調達・管理を行うこと。

原則として、受託者は、ガス、水道、通信回線等の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること（名義変更ができない場合は、支払者の変更手続きを行うこと。）。

受託者は、実施に当たり、委託者に計画書及び証明書を提出すること。

また、薬品、燃料、ガス、水道、通信回線等の使用実績について毎月取りまとめて、委託者へ報告すること。

受託者は、委託者並びに委託者が別途発注する工事、設備点検及び施設管理上使用する水道についても一括して調達すること。

災害等により調達業務が滞ることがないように支援体制等を整備すること。

なお、危険物の取扱い等に当たって、受託者から選任された危険物保安監督者は、危険物貯蔵施設の危険物保安上の管理権限を有するものとし、関連法令を遵守して当該危険物の適正な貯蔵、管理及び取扱いをすること。

(1) 薬品

受託者は、処理場の運転管理に必要な薬品及び水質分析に用いる薬品を調達し、適切に貯蔵、管理すること。

なお、使用する薬品については市内業者から調達するものとする（市内業者で取扱いのない薬品は除く）。使用する薬品の種類、使用量等については事前に委託者に計画書を提出し、確認を得ること。また、水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量は表 5.1 のとおりである。

表 5.1 水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量

名 称	予定数量	規格	備考
高分子凝集剤	R7 510 kg R8 510 kg R9 340 kg	ハイブリッド V HB-8045 (10kg 入液体)、その他同等以上の性能を確認したもの。	汚泥脱水用 R9 は 8 箇月分 (4～11 月)
ポリ硫酸第二鉄	R7 2,510kg R8 2,510kg R9 1,670kg	全鉄 11%以上	汚泥脱水用 R9 は 8 箇月分 (4～11 月)

薬品用タンク等の容量は、下表のとおりである。

なお、受託者は引継期間中に委託者立会いのもと、性状・残量等の確認を行い、本業務終了時に同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

表 5.2 薬品用タンク等容量

名 称	タンク等容量	備 考
高分子凝集剤	2.0 m ³ ×1 基	最大貯留量 (薬品溶解タンク)
ポリ硫酸第二鉄	3.0 m ³ ×1 基	最大貯留量

(2) 燃料

受託者は、処理場・ポンプ場等の維持管理及び運転管理上必要となる燃料を調達し、管理すること。

なお、受託者は引継期間中に委託者立会いのもと、性状、残量等の確認を行い、本業務終了時に本業務開始時と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

受託者は、災害時等における処理場・ポンプ場等の運転に備え、燃料を常備すること。燃料の規格及び予定数量は表 5.3 のとおりである。

表 5.3 燃料の規格及び予定数量

名 称	予定数量	規格	備考
A 重油	R7 18,580 L		汚泥乾燥機用燃料
	R8 18,580 L		
	R9 12,390 L		

燃料タンク等の容量は、下表のとおりである。

また、処理場・ポンプ場等の燃料を調達する際には、燃料の性状表等を事前に委託者に報告すること。その他必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油等）についても、受託者が調達し、管理すること。

表 5.4 燃料タンク等容量

名 称	タンク等容量	備 考
自家発用燃料タンク	390ℓ×1 基	A 重油
乾燥機用燃料タンク (地下タンク)	4.0kℓ×1 基	A 重油、R6 年度更新

(3) ガス

ガスの調達については、受託者がガス供給事業者と契約を行い、受託者がガス料金の支払いを行うこと。

なお、契約解除する場合は、受託者が違約金相当額を負担すること。

ガス漏れ警報機は、ガス供給事業者の基準に基づいて受託者が設置すること。

表 5.5 ガスの契約種別

名 称	現契約種別	実績	備 考
家島浄化センター	プロパンガス	R3 0 m ³ R4 0.4 m ³ R5 0.9 m ³	

(4) 水道

水道の調達については、受託者が水道事業者と契約を行い、水道使用料の支払いを行うこと。

なお、水道の使用にあたっては節水に留意すること。

表 5.6 水道の契約種別

種 別	名 称	メーター口径	実績	備 考
上水道	家島浄化センター	150A	R3 287.2 m ³ R4 402.9 m ³ R5 264.6 m ³	ポンプ棟他
		50A		管理棟他

(5) 通信回線

通信回線の調達については、受託者が通信事業者等と契約を行い、通信回線費等の支払いを行うこと。

契約解除する場合は、受託者が違約金相当額を負担すること。

遠隔監視用の通信回線については、通報先の変更に係る費用も受託者が負担すること。

表 5.7 通信回線の種別

種 別	場 所	回 線 数
一般電話回線	処理場	3 回線
携帯電話回線	ポンプ場等	23 回線

(6) 車両

業務に必要な車両として、フォークリフトを調達しなければならない。

5.9 その他の業務要領

5.9.1 委託費等の請求

受託者は、別紙7に定めるところにより計算された各月の委託費（この契約上、受託者が委託者に請求できる費用を含む。）の支払を固定費と変動費に分けて書面により請求するものとする。

5.9.2 廃棄物の処分

- (1) 乾燥汚泥の場外搬出に当たっては、委託者が別に委託した収集・運搬業務の受託者が行うため、受託者と収集・運搬業務受託者で搬出日時等の調整を行うこと。また、産業廃棄物管理票の交付及び写しの送付を受けた後、これを速やかに委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、収集・運搬業務の受託者への引き渡し完了まで立会いをし、車両への積み込み等搬出作業は、相手方に協力して行うものとする。
- (3) し渣の処分については、委託者の指示により、委託者が契約する業者に引き渡しするものとする。
- (4) 受託者は、処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の保守及び消耗品の交換により発生する廃棄物並びに事務所等から発生する廃棄物を適正に保管し、処分するものとする。

5.9.3 清掃業務

受託者は、処理場・ポンプ場等の機能及び作業環境を良好に保つために、敷地内及び施設内の清掃を行う。

5.9.4 植栽・樹木管理業務

受託者は、周辺環境との調和を保つために、処理場・ポンプ場等の敷地内の除草・草刈、剪定、施肥、害虫防除、散水を適宜実施すること。

また、上記作業により発生した剪定枝・刈草等の処分を行うこと。

5.9.5 管渠調査・管理業務

- (1) 受託者は、業務上必要な場合、受託者の負担により所轄警察署等に必要な申請を行うこと。
- (2) 受託者は、年に数回マンホール蓋を開けて、流水状況及び内部の目視点検を実施し、その結果を記録すること（圧送管は除く）。点検時には必要に応じて交通誘導員を配置するなど、安全対策を講じること。異常を発見した場合には、初期対応を行い、速やかに関係機関及び委託者又は委託者が指定する者に連絡するとともに臨機の措置をとること。
- (3) 受託者は、委託者と協議し、閉塞のおそれがある管渠については、原則として年1回浚渫、清掃を行うこと。なお、作業に必要となる車両・機材等は受託者が手配すること。
- (4) 管渠閉塞などの緊急時には、速やかに浚渫、清掃などの臨機の対応を行うこと。この作業に必要となる車両・機材等は受託者が手配すること。

なお、この緊急時対応に係る費用は年3回までは受託者の負担とし、それ以上は委

託者の負担とする。緊急時対応が年3回に満たない場合でも、委託費の減額はしない。

5.9.6 保安業務

- (1) 受託者は、処理場場内・ポンプ場等を巡視し、現状の確認を行うとともに、異常の早期発見に努める。

なお、異常を発見した場合には、初期対応を行い、速やかに関係機関及び委託者又は委託者が指定する者に連絡するとともに臨機の措置をとる。

- (2) 受託者は敷地内に第三者が自由に立入ることがないように、出入り口の施錠を確実にを行うなど防犯に必要な対策をとる。
- (3) 受託者は災害等により運搬車両等の通行に支障が生じた場合は、臨機の措置をとる。

5.9.7 見学者案内

受託者は、委託者の要請に応じ、処理場・ポンプ場等への見学者を受け入れ、対応の補助業務を行う。

なお、見学者に対する損害保険は受託者が加入する。

5.9.8 苦情に対する一次対応

受託者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼、理解及び協力を得るよう努めるものとする。

ただし、苦情が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに速やかに委託者又は委託者が指定する者に報告する。

5.9.9 臨時作業への協力

受託者は処理場・ポンプ場等における次に示す作業が行われる場合、工程等を十分調整し、その作業が円滑に行われるよう協力しなければならない。

- (1) 処理場・ポンプ場等内の施設の新設及び増設
- (2) 処理場・ポンプ場等内の設備の新設及び改築・更新
- (3) 処理場・ポンプ場等の敷地内の場内整備
- (4) 委託者が行う修繕工事等
- (5) その他、委託者又は委託者が指示する者が行う作業

上記作業が予定されている場合、委託者は事前に受託者に通知するものとする。

5.9.10 施設機能確認業務

- (1) 受託者は、業務の対象となる施設について、適正な維持管理により要求水準を満足する施設の機能を維持し円滑に業務を行っていることを証明するために、委託者の設備データベースにデータを入力するとともに入力データを整理したのち、施設機

能報告書を作成する。

- (2) 委託者又は委託者が指定する者は、受託者が作成した施設機能報告書をもとに、施設機能維持の状況を確認する。

以下は施設機能確認の主な内容であるが、施設機能確認・診断手法及び報告書取りまとめの詳細は受託者の提案とする。

① データ収集及び整理

受託者は、本業務の対象となる施設について、保守・点検業務（日常点検、定期点検）、修繕業務（修繕工事・小規模修繕）及び事故、故障、劣化状況その他施設に関するデータについて整理し、委託者のデータベース入力のための資料及び電子データを提出する。

なお、詳細については、委託者と受託者で協議する。

② 現地確認

受託者は、日々の保守・点検記録のなかで、実施する現地確認で主要機器の劣化状況、設置状況について目視で確認するものとし、写真により外観の現状を記録し結果を整理する。

③ 対象施設の性能評価と機能診断の提案

受託者は、保守・点検記録、機器台帳、補修履歴等、業務における維持管理・運転管理対象施設に係る資料等により、各施設の性能について評価し、機能確認面からの支障の有無を評価する。

④ 施設機能報告書の作成

受託者は、上記の作業結果を「施設機能報告書」としてとりまとめ、年に一度委託者へ提出する。

5.9.11 引継業務

(1) 運営準備

契約締結日から委託開始日の前日までを業務準備のための期間とし、受託者の費用により本業務の履行のための準備を行うものとする。

(2) 施設機能の確認

受託者は、委託開始日までに委託者が作成した施設機能報告書（以下「施設機能報告書」という。）の内容が委託対象施設の状況と一致していることを確認し、委託開始日以降に施設機能報告書の内容が委託対象施設の状況と一致していないことを主張することはできない。ただし、委託対象施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在し、かつ、当該不一致を委託開始日までに発見することが著しく困難であったことを受託者が証明した場合は、委託者は受託者と協議し、速やかに必要な措置を講じるものとする。

受託者は、委託開始日までに委託者の認めた様式による「施設機能確認報告書」を作成し提出すること。

(3) 引継文書の作成

別紙 16 のとおり

(4) 施設機能の確認

委託者は、契約期間満了によりこの契約が終了したときは、自ら又は第三者に委託することにより、施設及び設備の機能確認を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の指定した日までに所定の様式による「施設機能確認報告書」を提出するものとする。機能確認の結果、委託対象施設が 4.3 節の維持管理要求水準を満たしていないと認めるときは、受託者に対し、これらの条件を満たすため必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。

(5) 予定受託者への業務の引継

受託者は、原則として令和 9 年 1 月 1 日から同月 30 日までの期間（約 1 ヶ月）は、引継業務準備期間として、次の本業務を受託する予定受託者に対して、技術指導し、4.3 節の維持管理要求水準を満たしている状態で引継ぎを行い、引継ぎ文書を交付すること。

また、受託者は新たに本業務を受託する受託者に対し、期間満了の日から、技術指導が必要と認められる期間は、技術指導をしなければならない。

なお、技術指導に係る期間及び費用については、受託者と新たに本業務を受託する受託者の間で協議するものとする。

6. 業務実施体制

6.1 総括責任者等の選任

受託者は、総括責任者、副総括責任者及び主任（以下「総括責任者等」という。）を選任し、氏名、経歴、資格等必要な事項を記載した選任届を委託者に提出し、その承諾を得るものとする。

なお、総括責任者等に異動があった場合も同様とする。

総括責任者は、契約書、要求水準書等の設計図書及び現場業務内容全般を熟知した上で、従事者を指導監督し、業務を適正かつ円滑に遂行するものとする。

副総括責任者は、総括責任者が傷病、欠勤その他職務を遂行することが出来ない場合、当該期間に限り臨時的な措置として、総括責任者と同一の権限と責任を有するものとする。

主任は、総括責任者及び副総括責任者の職務を補佐するものとする。

6.2 総括責任者等の資格要件

総括責任者等の資格要件は、別紙 17 に掲げるとおりとする。

6.3 法定資格者等の選任

受託者は、業務の遂行に当たり、別紙 18 に掲げる資格を有する者を配置するものとする。

6.4 労務管理等

受託者は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれに関連する法令等を遵守して従事者を就業させるとともに、従事者の労務管理を適正に行わなければならない。

受託者は、安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めるとともに、本業務従事者に対し労働安全衛生の教育を行い、労働災害が発生しないように努めなければならない。

6.5 就業の制限

受託者は、労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転等の取扱に当たっては、有資格者以外の者に扱わせてはならない。

受託者は、酸素欠乏危険作業、ボイラー取扱作業、危険物取扱作業及び特定化学物質取扱作業等に当たっては、有資格者の内から作業主任者を選任し、当該作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。

6.6 従事者の服装等

受託者は、本業務従事者に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受託者の従業員であることを明示する名札等を着用させなければならない。

6.7 教育及び訓練

受託者は、従事者の教育及び訓練を行い、本業務に関する技術上の知識、技能及び非常事態発生時の対応力の向上に努めるものとする。また、受託者は従事者の教育及び訓練に係る計画を適正に策定するとともにその結果を委託者に提出するものとする。

受託者は、委託者が行う訓練に協力を求められた場合、業務に支障のない範囲で協力をするものとする。

6.8 非常事態発生時の対応

- (1) 受託者は、非常事態に備えて必要な措置が講じられるよう、本業務従事者の非常招集ができる体制を確立しておくこと。
- (2) 受託者は、非常事態発生時には、5.1.1 項により作成した「業務計画書」に基づき、

速やかに必要な人員を現場等に適切に配置し、委託者に報告すること。

- (3) 受託者は、非常事態発生時には、5.1.1項により作成した「業務計画書」に基づき、非常事態発生時対応業務を遂行する。
- (4) 委託者は、非常事態発生時には、受託者に対して応急措置を求めることができる。
- (5) 受託者は、非常事態発生時対応業務に従事した場合は、速やかに従事した従事者数、対応時間及び対応内容を委託者に報告するものとする。

7. 費用分担

7.1 施設等の使用

- (1) 本業務の遂行に必要な管理事務室及び休憩室等の施設の利用は、無償とする。
- (2) 受託者は、事務室等使用願を委託者に提出するとともに、責任をもって清掃及び備え付け器具の維持・管理を行い、汚損・破損の場合は、直ちに弁償するものとする。
- (3) 管理事務室等の使用に伴う光熱水の費用負担は、7.3節のとおりとする。

7.2 受託者が負担する本業務にかかる経費

受託者は、本業務を遂行するに当たり、次の経費を負担するものとする。

- (1) 従事者の人件費に関するもの
- (2) 従事者の作業服、作業靴等の作業上必要な被服類に関するもの
- (3) 机、ロッカー等の従事者に係る費用
- (4) 施設管理（清掃等）に要する用具類及び雑品事務用品類
- (5) 受託者が専ら使用する備品
- (6) その他別紙19に定めるもの

7.3 光熱水費

7.1節に規定する施設の使用に伴い必要となる、次の各号に掲げる経費は、受託者が負担するものとする。

- (1) 燃料代
- (2) 水道代
- (3) ガス代

7.4 貸与品

- (1) 委託者が保有する工具類及び機器に付属する標準工具並びに測定機器等の備品の使用は無償とする。
- (2) 委託者が保有する工具類及び測定機器等の備品は、別紙15のとおりとする。ただし、軽易な分解工具（ドライバー、ペンチ、ハンマー等）及び日常的に使用する測定機器については、受託者が備えるものとする。
- (3) 貸与した工具類及び測定機器等の備品については、適正な保管を行うとともに台帳を作成し、保管状況を把握し紛失等があった場合は、受託者が弁償するものとする。

7.5 電話料等

- (1) 電話は、受託者の負担において設置するものとする。
- (2) 電話に係る全ての料金は、受託者が負担するものとする。

7.6 不可抗力に対する負担

- (1) 受託者は、暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者及び受託者の責めに帰することができないもの（流入水の水質及び水量が流入基準を著しく超過している場合を含む。以下「不可抗力」という。）により、委託対象施設の運転又は維持管理が著しく困難となったとき又は委託対象施設に損傷を及ぼす可能性が生じたときは、委託者の指示に従い対応するものとし、委託対象施設への被害及び本業務への影響を軽減するため合理的な努力を行うものとする。この場合において、対応に要した費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって要した費用が増加したと認められる場合における当該増加した費用については、受託者の負担とする。
- (2) 不可抗力により委託対象施設が損傷したときは、委託者の責任と費用において補修、修繕等を行うものとする。ただし、受託者の故意又は過失によって、要した費用が増加したと認められる場合における当該増加した費用については、受託者の負担とする。
- (3) 不可抗力による委託対象施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間の委託費については、協議により固定費に係る委託費を支払うものとする。
- (4) 委託者は、不可抗力による委託対象施設の損傷により本業務の内容を変更する必要があるときは、必要と認める範囲内において、本業務の内容を変更することができるものとし、委託対象施設の損傷によりこの契約の継続が著しく困難であると認めるときは、委託者は直ちにこの契約を解除することができる。委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、

委託者の負担とする。

7.7 損害賠償

- (1) 受託者の責めにより生じた運転上又は維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、修繕等を行うものとする。
- (2) 本業務の履行中に受託者の故意又は過失による、汚濁した水質での放流水の放流等により、周辺環境保全に影響を及ぼし、その結果損害賠償その他の金銭の支払を委託者が第三者から請求された場合であって委託者がその支払に応じたとき、又は委託者が周辺環境保全の回復のための措置を行ったときは、委託者は、受託者に対し、その損害賠償及び措置に要した費用の一部又は全部を請求することができる。
- (3) 受託者は、自らの負担において受託者賠償責任保険等の保険に加入しなければならない。

8. その他

8.1 本業務終了時の状態

受託者は、本業務終了時において、本業務の対象とする全ての施設が本水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し、本業務終了後1年以内に不測の更新・修繕等を要することのない状態で、委託者に引き渡せるようにする。

8.2 法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令をその趣旨を踏まえて遵守する。また、本業務の実施に必要なその他の許認可を、自らの責任と負担により取得するものとする。

8.3 業務遂行上の留意点（非常時の対応）

受託者は、故障等により、処理場・ポンプ場等の全部又は一部の機能が停止した場合あるいは、災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ、被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにする。

また、非常時に流入水量又は流入水質が、3.3節に示した流入基準を超える場合には、4.1.2項に示す放流水質の契約基準を満足することを目標に、対応可能な範囲内において処理を行うものとする。ただし、当該期間中は、4.1.2項に示す放流水質の契約基準の達成を求めるものではない。

8.4 リスク分担

本業務範囲における運転・維持管理上の責任範囲は、別紙 20 に定めるところによるものとする。